

アメリカに於ける会計理論と実践の展開

津ノ國長四郎

一 序

二 会計諸原則統一化の必要とその根拠ともなる諸事情（財務諸表の相対的真実性）

(イ) 記録 (ロ) 慣習 Accounting Conventions (ハ) 判断

三 会計諸原則の展開

(イ) その中心となつた諸機関 (ロ) 彼等の権威ある諸研究とその展開

四 ちすび

一 序

吾々はこゝで財務諸表の背後に横たわる論理と会計の諸原則及び実践の近代的展開についてアメリカの事情を概観しようとするのであるが、先ず、所謂財務諸表の眞実性の問題も亦、勿論、絶對的な意味に於けるそれではないことを明にし、それは記録と伝統的アカウンティング・コンヴェンション american traditional Accounting Conventions 及び主觀的判断に基くものであると云う。

次いで、これ等の諸要因が財務諸表に表示される諸項目の価額を如何に左右するかと云うことを考察すると

もに、そもそも経営分析として、発表された財務諸表を理解し或は解釈するための技術の存在自体が、会計方法そのものに内在する不完全性からの必然的結果であると云い得るであろうことを、即ち、貸借対照表はしばしば如何なる意味に於ても現実の経済価値と関係のない価値を含むものであつて、それ故に十分な財務分析を行う為にはその前提として棚卸勘定、投資勘定、或は各種の受取勘定等の評価の根拠を明にしなければならぬと云うことの理由が会計実践自体のうちに認められることを理解するとともに、斯くて要請せられるであろう会計に関する諸基準の創設とその実践の漸次的統一化へのいわば嚮導者たる諸機関、即ちニューヨーク証券取引所 the New York Stock Exchange、アメリカ会計士協会 the American Institute of Accountants、アメリカ会計学会 the American Accounting Association 及び証券取引委員会 the Securities and Exchange Commission についてこれを概観し、最後に斯くて近來に於ける会計実践と会計諸基準の展開に偉大な影響力を發揮したこれ等の諸機関による權威ある発表としての、「財務諸表の検証」Verification of Financial Statements、「独立の公会計士による財務諸表の監査」Examination of Financial Statements by Independent Public Accountants、「会計原則報告書」A Statement of Accounting Principles 及び「会計原則並びに基準」Accounting Principles and Standards の素描を試みようと思う。

二 会計諸原則統一化の必要とその根拠ともなる諸事情及び 財務諸表の相対的眞実性

会計実践に対する理想的条件、それは如何なる資産の経済価値も隨時に、且容易にこれを確かめられるような、そ

云う事情の下に於てはあつて、そしてこう云う条件の下に於ける会計の理想は、すべての損益を損益計算書に示すと云うことになるのである。併しこのような理想的条件と云うものは実は存在しない——とマクニールは云う。（Macneal, Kenneth, *Truth in Accounting*, 1939, P. 182.）

要するに、斯のような理想的諸条件の下に於てはあらゆる資産が——例えば現金諸々の受取勘定、商品投資、不動産、建物、機械、什器、造作及び種々の未收金等——その現在の経済価値 *at its actual current economic value* で貸借対照表に記載され得るであろうと云うにあるのであるが、それにも拘らず、貸借対照表に表示される多くの資産の価額はそのように時価で評価されていないと云う事実こそ財務諸表の分析が要請される根本的理由の一つであると云う。而してその分析の第一段階は貸借対照表に記載されている価額より或は高く、或は低いかも知れぬところの斯る諸項目の経営経済的価値 *current, going, economic value* に出来るだけ近いものを確めようとするにある。

されば、財務分析家は若し彼がその諸項目——例えば投資、親会社或は従属会社への貸付、或は借入金、役員従業員に対する諸貸付金、或は借入金、時には売掛金及び受取手形等々の実際の価値 *the real value* を知らうとするならば、その背後に横たわる多くの諸要因を確めなければならぬのである。（Roy A. Folk, *Practical Financial Statement analysis*, P. 591, 1950）

又、この国に於ける会計理論の展開について指導的立場の一人であるメイ（George O. May）は卒直に貸借対照表及び損益計算書は大部分個人の主観的判断の反映であると述べ、又それ故にそれ等の価値は大部分、そこに必要な判断をする人々の能力と正直ということに負うのであると説く（George O., May, *Audits*

of Corporate Accounts. P. 8, 1934).

更に他の研究でメイは今日の会計に於て斯様に重要な役割を演じるこれ等の目に見えない特徴を要約して、近代企業の諸勘定は今や全く事実の表示ではなくて相当の程度に慣習 (Accounting Conventions) と仮定と判断に基くものであると云うことを認識することが先ず根本的に重要であると云う。ここに至つて吾々は企業が未だ今日程複雑でなかつた当時から会計に於ける所謂英国的見識 (English View) が利益の確認はあらゆる場合に於て必然的に見積りと意見のこと柄に属すると喝破していることを注意したいのである。

扱て、貸借対照表及び損益計算書に表現される価値の斯る相対性は従来一般の人々及び株主によつて或は銀行業者、債権者、更には財務分析家達によつて殆んど実感されていなかつた。と云うよりその多くの人は斯る価値は(財務諸表に表される)寧ろ明確なものであり且、絶対的な意味をもつていとさえ考えていたのであつて、それが絶対性への斯る幻影は、年々株主や債権者に対して何万部となく配られるところの多くの貸借対照表や損益計算書のあの堂々たる形式によつて増大されていくと云うことも出来るであろうし、又それ等は最近に至る迄、総ての項目に亘つて仙(Gen)迄算出すると云うことに依つて非常な正確性の印象を一般に与えていたのであつた。

因に、一九二七年以後 Bethlehem Steel Corporation はその株主に対する年次報告書に含まれる監査済財務諸表からこの仙の計算を除外したのであつた。そして、このやり方は著名諸会社の報告書に漸次増大して行つたのである。即ち Gulf Oil Corporation (1936), Standard Oil Co. of New Jersey (1938), Consolidated Edison Corporation (1939), General Foods Corporation (1939), Ingersoll Rand Company (1939), 及び United States Steel Corporation (1939) 迄其に漸次増大して行つた。(Roy A. Folk. P. 592.) 云々。

アメリカに於ける会計理論と実践の展開

而してアメリカ会計士協会（the American Institute of Accountants以下AIAと略称）は財務諸表の斯る性格をその伝統的な立場にたちながら而も、卒直に次のように約言しているのである。即ちそれは

財務諸表は経営者に依つてその期間的概況或は營業報告のために調製されるのである。そしてそれは企業の投資状態或は当該期間に達せられた業績をとり扱ふものであつて、それ等は記録と慣習と主観的判断の結合を反映する。而して適用された判断と慣習が著しくそこに影響する。判断の斯る正確性は一般にそれを作成する人々の能力と誠実の度合に依存するのであり、更には一般に認められた会計諸原則と諸慣習の墨守の程度如何にかゝるのである。（Examination of Financial Statements by Independent Public Accountants, P. 1, 1936）云

財務諸表の性格についてのこの注意深い約言のように、貸借対照表及び損益計算書に用いられる数字の正確性はこれ等三つの前提に依つて制約されることを知るのである。即ちこれ等の数字は記録された諸事実の結合に基くのであるが、それ等は会計慣習（Accounting conventions）に随つて評価されるのであつて、その価値量（金額）は判断に依つて決定せられるのである。以下吾々は是等の諸前提がどのように特定の諸項目に適用されるかを夫々について考察してみよう。

二ノ① 記録

例えば現金の在高、預金の在高、受取手形の額面金額、受取諸勘定の金額（所謂準備財産或は支払財産）や、固定資産の取得原価、或は減価引当金控除残高にしても、亦、支払手形、支払諸勘定、諸未払金、のような諸負

債、更には総売上高、戻り品、純売上高、販売商品の原価、支払地代、質銀及び給料等財務諸表に記載される諸項目の価額の大部分は記録に基いて計上されるのである。即ちこれ等の諸項目の価額は、一定の時点或は一定の期間に亘つて発生した諸取引が実現基準に基いて帳簿に——仙 (cent) 迄、正確にそして注意深く——記録された歴史的記録に拠るのである。

二ノ④ 会計慣習 (Accounting Conventions)

蓋し会計方法はそれに内在する理論的矛盾の飛躍を何等かの約束に求めなければならなかつたのであつて、アメリカに伝統的な会計方法は、それを云わばアメリカ的見識 (Expediency in Accountancy) に基く慣習的方法としてのアカウンティング、コンヴェンションに託して来たと言ひ得ないであろうか。随つてそれは多分に保守的ではあるが英国の会計方法に於る所謂 English judge、或は独逸会計方法に於る彼の保守主義評価の原則とは同一ではないのであつて、勿論、単なる Conventions (慣習) 因襲) Rules (規則) Practices (実務) Methods (方法) 及び Customs (習慣) とも區別せられるべきものであつて、いわばそれ等の統合物としてのアメリカに於る伝統的会計実践の内容をなしてきたものであると云ひ得よう。(私の、近代会计学の基本問題、一三三頁) 扱て、固定資産の価額が取得原価とその後の改良費の合計から減価償却累計額を控除して、即ち記録に基いて決定されると云うやり方が会計上の約束として確立されるに至つたのであるが、云う迄もなくそれは単なる価額であつて所謂価値ではない。

即ち、それは貸借対照日現在に於る価値とは異なる単なる価額で表示されるということになるのであるが、そ

れが所謂アカウンティング、コンヴェンションとなつたと云うのである。更に減価償却手続は貸借対照表に於ける conventional value を決定する為に適用せられるのである。と

そして、若し資産が交換によつて取得されるような場合には、その新に取得した資産に就いては以前の簿価に依るべく又、固定資産の取得が株式又は社債の発行、若しくはそれ等との交換によつて行われる場合には当該有価証券の額面を以つて取得原価とする。と云うのがアカウンテイグ、コンヴェンションとなり、又、特殊の場合を除いて一般産業界に於ては会計士が棚卸資産の評価に關して、依頼人の（実質的には経理責任者）保証（Certificate）を信頼し、或は品質程度を除いて、数量価格について立証（Verify）すると云うことも亦、アカウンテイグ、コンヴェンションとして一般に認められていと云う。（ニューヨーク州に於る特種の織物關係に専従する会計士達は取扱商品の各種に亘つて評価能力を有し、随つて単に價格、數量のみならず品質程度に就いても事実の検証を行うといふ。 Roy A. Folk, *Ibid* p. 593.）

即ち取得原価は要するに当該資産の取得当時に於る価値で、或はその時既にアカウンティング、コンヴェンションに基いて記載せられるのであるから、それが貸借対照表の作成日に於る価値を表示すると云うことは全く偶然のことに過ぎないこととなるのであつて、斯くて吾々は所謂アカウンテイグ、コンヴェンションを会計方法に本質的な理論的飛躍の克服と云ふ必要に對して、アメリカ的感覚に基く一応の理論的解釈としての、かの going concern value の主張と、実体的にはその実践としてのアメリカ会計方法に於る取得原価主義的傾向に於て之を指摘し得ると思ふ。

而して斯る意味に於てそれは所謂企業会計の実務の中に慣習的に發達し且、一般に認められ随つて採用せられ

る諸方法であると云い得るであらう。それは勿論、慣習と共にあるし、実践と共にあるであらう。だが、それは慣習そのもの、実践そのものではないのであつて、むしろそれ等の、土台となつて来たものであると云う。

最後に資産の評価が斯るアカウントイング、コンヴェンションに基いて行われているか否かと云うことは、小規模企業の場合に於ては大した影響をもつものではないのであるが、企業の規模が拡大するにつれて会計方法が斯る前提に立つていと云うことが、実は重要な意義をもつに至るのであつて、それは例えば工場閉鎖の場合、或は企業の解散を仮定すれば蓋し十分であると思ふのである。経営継続の場合に於ても、毎会計期間に於てその固定資産価額に対する一定の割合が減価償却費として損費に計上され、その残額が資産として次期へ繰越されるものであることを注意しなければならない。

一まことに近代企業の擁する巨大な固定資産とその表示について考える時、それが取得原価主義にしたがうか否か、将又その原価を如何に把握するかと云うことは会計方法に於ける。随つて会计学に於ける重要な基本問題である。そして斯る意味に於て所謂アカウントイング、コンヴェンションこそは伝統的会計方法が立つて一つの理論的限界に他ならない。

二ノ⑤ 主観的判断

企業内部の者が作成する財務諸表は経験をつんだ独立の公認会計士の作成するそれと相違する結果を示すかも知れないのである。

そして、こゝに云う独立の意味について S. E. C. 会計連続通牒に依れば

「会計士は彼が直接間接に何等かの利害關係に立ち、或は報告書の当該期間に於いて発起人、株式の引受人、議決権信託、取締役その他の役員、或は従業員としてそれに關係し、又は關係のあつた企業に關しては彼は独立せるものと考えられない」と。
(S.E.C. Regulation S-X, Rule 2-016, p. 3, Oct. 15, 1944.)

蓋し会計士達は彼等自身の政策、訓練、経験及び実務に依存しているのであるから、彼等が一定の日に特定企業の状態を報告するところのその仕方は夫々相違するであろう。又、時として、残念ながら非常に能率の悪い、そして効果の薄いやり方で仕事をする会計事務員もあるであろうし、

例えば一九三八年の二月には或メリヤス機械製作会社 the Interstate Hosiery Mills, Inc. の正味財産が会計事務所の新主任会計士によつて数年間に約百万弗以上の金額について全く過大に計上されていたことが明にされたのであるが、而も彼は多年に亘つて該会社の帳簿監査に従事していたのであつたと云う。(Release No. 1048 of the S.E.C., Mar. 22, 1939.)

更に会計士が財務諸表の検証とその監査報告書の作成に際して重要な報告事項を脱漏したり、或は見落したように思われる場合さえあつたのである。

又たとい経営執行者、或は会計士の意図に於て遺漏がなかつたとしても、所詮それは人間の判断であるから無意識の不注意は蓋し保し難いであろうし、同じ事実について正直にして而も有能な人々に依つてすら色々な結論が引き出されることすらしばしばあるのである。

吾々は以下に於て例えば棚卸の評価或は貸倒引当金額の決定、或は種々の固定資産に適用される減価償却率の斯る決定等について如何に主観的判断が作用するかを考察してみよう。

棚卸資産の評価

低価主義に於ける棚卸評価のスケジュール

項目	原 価	市 価	ど ち ら か 低 い 方 に 依 れ ば
A	一、八〇〇弗	二、二〇〇弗	一、八〇〇弗
B	一、〇五〇〃	一、六五〇〃	一、〇五〇〃
C	三、二〇〇〃	三、一〇〇〃	三、一〇〇〃
D	三、五〇〇〃	三、八〇〇〃	三、五〇〇〃
E	一、四二五〃	一、一二五〃	一、一二五〃
合計	一〇、九七五弗	一一、八七五弗	一〇、五七五弗

棚卸資産も亦種々なる価額で評価され得るのであつて、例えば一見その意味するところ明瞭であるように思われているあの低価主義評価原則 (cost or market whichever is lower principle) についてその実際の適用の様相を考へるとき同じ低価主義評価に従つてもその適用の如何により棚卸資産に対してそれが種々な価額を招来する結果となることを知らねばならないのである。即ち上の棚卸計画表について之を見れば原価の欄の五品目合計は一〇、九七五弗である。市価欄のそれは一一、八七五弗である。而して各品目の評価を原価か市価かどちらか低い方に随つて個別に決定したその合計は一〇、五七五弗と云ふことになる。

然るに若し低価主義なる言葉が、棚卸の合計金額（the inventory in the aggregate）に對して適用せられるものとすれば、この例でそれは一〇、九七五弗と評価される、この例なるのである。

而して今日それは個別的に the item-by item process 行われると云うのが一般の解釈のようであるが、それとても別に一定の根拠がある訳ではないのであつて、結局誰か主観的判断によつてどちらかのやり方を随つて如何なる評価が行われるべきかを決定する事情にあるのである。

更に、仮に棚卸資産が低価主義で評価されるとしても、そこで採られる計算方法の如何によつて幅の広い価額の差異が現われるのである。

即ちそこには先入先出法（First-in First-out）、基準棚卸法（Base Stock）、売価棚卸法（Retail Method）、標準棚卸法（Standard Cost）或は後入先出（Last in First-out）等の評価方法が選択せられ得るからである。

そして誰かそこに選択適用せられるべき評価方法を決定するのであつて、斯くてその特定された方法が貸借対照表に於ける棚卸資産の価額を、随つて販売原価を、更には損益計算書に於ける純損益の大きさに影響するのである。

貸倒引当金の設定

不良貸に對して設定せられる貸倒引当金の金額も亦主として主観的判断に基いて決定されるのである。即ち普通、得意先の信用状態を熟知する誰か支払期限を經過せる各々の口座を検討し、或は夫々の信用調査報告書に基いてその大きさを決定するのである。だから今六人の者が夫々別に斯る検討を行うとすれば彼等はめいめい相

違する貸倒引当金の設定を示唆するに至るであらう。

減 価 償 却

最後に減価償却について云えば所謂主観的判断は少くとも二つの決定に介入する。即ち

先ずその第一は対象となる種々なる固定資産に適用せられるべき減価償却率の問題であり、第二は選択されるべき減価償却方法の問題である。

本来、資産の予定耐用命数 (the useful life expectancy of an asset) に基くところの減価償却率の問題は会計上の問題と云うより寧ろ純技術のそれであつて、そもそも予定耐用命数それ自体はその一般性に於て決定せられるのであるが、實際に於ては個別的な事情がそれを左右するのである。例えば或機械は甲工場に於ては三年間で破棄されなければならないが、乙工場では実に二十年間の使用に耐えると云う具合に……。

次に予定耐用命数が同じであるとしても、そこに選択せられる減価償却方法の相違が資産の価値を左右するのである。随つて、損益計算書に課される減価償却費の大きさが相違することとなる。而してこれ等の諸方法としては今日最広く採用せられている「直線法」(straight-line method) から、減価基金法 (sinking-fund method) 残高遞減減価法 (the fixed percentage of diminishing value method) 或は産高比例法 (out put method) 及び機械稼働時間比例法 (number of hours a machine is in operation) に至る諸方法があるのである。

三 会計諸原則の發展

蓋し合衆国に於る会計士業は比較的近来の職業である。そして吾々が知る最初の会計事務所は一八八三年に組織されたと言うのであるし、又会計士監査に關する最初の規定は一八九六年にニューヨーク洲法として成文化されたと言う。次に、所謂会計方法の統一化への歩みについて云えばそれは過去二十数年に亘つて銀行企業の取引關係者、債権者団、職業会計士団、或は連邦準備制度の理事会 (Board of Governors of the Federal Reserve System) 及び証券取引委員会 (Securities and Exchange Committee) 等による熱心な啓蒙運動と教育活動の結果次第に確實性を加えて来たのであるが、

それには勿論多くの諸權威が関与してゐるのであつて、又彼等の努力が会計実践の發展的展開に対して大いに貢献したことは疑いないところであるが、フォークに依れば尙この重要な問題のいわばルネサンスに於ておそれく他の誰よりもウィリアム・リプライ (William Z. Ripley, Railroads & Organization, New York, 1915) の存在を忘れることは出来ないと言う。即ち彼はその經濟に關する広い、そして實際的見識をもつて多くの鐵道会社の経営執行者達がそれに随つてゐる従來の不健全にして且誤つた会計方法を、明快な文章で指摘したのであるが彼はその後産業会社の株主に対する年次報告書の吟味を通じて広く一般會計に興味を抱くに至つたのである。

彼の従來に於る誤れる会計実践への激しいが併し論理的な摘發は、一九二九年のあの株式市場の大暴落を機として連邦政府機關に「適當にして賢明な会社の宣伝方法として事實を勇敢に告げしめよ」と云うことにその根本方針をうたつてサジェストと相俟つて、會計に關する窮極的な規定を目指してあの証券取引委員会の構成を促進

するに至つたことは蓋し疑いを入れないところであると云う。

三ノイ) その中心となつた諸機関

アメリカに於ては会計士の仕事と云うものはあたかも医者と同じであつて、彼等は夫々独自の経験と感覚でこれを行うものであると云うのが、この職業に対する一般的な考えであつた。そこでは、会計士達が会計上の諸々の問題に対して夫々独自の判断に基いて行働することが是認されていたのであるし又、同時に彼等がその事件の依頼者と相互に密接な信頼関係に立つと云うことが一般の強い支持を受けていたのである。——そこには会計士達の行働こそは実は債権者、株主、投資家、投機家、従業員及び一般大衆に対しそれより更に広いそして重要な関連をもつていと云う実感は未だ強くは出て来なかつたのである。而して最広義に於て会計士は、いわば経営の知識とその報告についての信託の受託者であつて、事実多くの会計士達は企業の日常活働について非常に實際的ではあるが一種の哲学者であると云うふうに当時は一般に理解されていたのである。

そして会計の問題に関する斯る個別的にして極めて自由な考え方から会計の諸原則及び諸基準の統一化と云う方向への展開はその後数年間に亘つてこれから述べるような主として五つの機関によつて促進されたのである。即ちそれはニューヨーク株式取引所 (the New York Stock Exchange)、連邦準備制度の理事局 (the Board of Governors of the Federal Reserve System)、アメリカ会計士協会 (the American Institute of Accountants or A. i. A.)、アメリカ会計学会 (the American Accounting Association or A. A. A.) 及び証券取引委員会 (the Securities and Exchange Commission, or S. E. C.) に依つて会計方法統一化の方向への歩み

が徐々にではあつたが併し不断的の努力として続けられたのである。

ニニューヨーク株式取引所 (the New York Stock Exchange)

このニューヨーク株式取引所は、とりわけあの証券取引委員会 (S. E. C.) が組織される以前に於ては会計実践統一化への基礎的貢献者であつた。即ち彼等はそこに、特定銘柄取引 (the Big Board) となつてゐる証券の発行諸会社の経営者に対して協力を要請し得る唯一の關係筋にあつたのであるから、それが何等かの意味に於る会計標準化政策 (Standard Accounting Policies) を確立したと云うことは極めて広いそして強力な影響力をもつていたことは云う迄もなご。

例えば一九〇〇年にはナショナルチューブ会社 (the National Tube Company) がその七%累積優先株と普通株の上場を申込んだ際に少く共、年一回その收支計算に関する適正な報告書とその最近の会計年度末に於る会社の財政状態を詳細にそして正確に表示する貸借対照表を公表することを約したのであるが、蓋しこれが爾後に於る一連の会計原則統一化的展開への端緒となつたのであると云う。即ちそこには一種の会計原則的何等かの体系が暗に予定されてゐると思われるところの収入及び支出に関する適正にして詳細な報告書と、詳細にそして正確に表示する「貸借対照表」と云うその文句こそはニューヨーク株式取引所の経営者達の会計に関する関心を今更の如くに喚起したのである。併し一般大衆はニューヨーク株式取引所とその代表的諸会社との間の斯る協約によつて会計諸原則の設定と云う遠大な思想の発芽に対して未だ何等の实感を伴わなかつたのであるが、とにかく斯くして株主達は少く共最低限度彼等に必要な報告は当然に受け得ることとなつたのである。そして若しその最低

限度に必要なそれが何等かの形に於て標準化されると云うようなことになるならば、財務諸表を分析する者にとつても亦非常な便利が与えられるわけであつた。

併しこの協約は只、僅にニューヨーク取引所とナショナルチェーンブ会社との間に締結されたに過ぎなかつたのであつて、ニューヨーク取引所に既に登録され、或は上場されているその他の証券の発行会社には未だ一般的適用を見なかつたのである。然し証券取引所はその後に於て上場登録を申込む全ての会社に対してその協約書にこの新しい要求をとり入れしめるのを普通としたので、その影響は次第に累積拡大して行つたと云う。因にニューヨーク株式取引所はそれがナショナルチェーンブ会社と斯る協約を取結ぶに至つたこの一九〇〇年迄に既にその開設以來一〇八年を経過していたのであるが、併し一九〇〇年に先んずる僅々数年に至つて漸く会計の何等かの標準化と云う必要性がcazucanaながら認められるに至つたことは注意すべきであらう。

次にナイヤガラ水力發電会社 (the Niagara Falls Power Company) は一九一〇年に損益計算書 (Income Statements) を年四回公表することを協約したのであるが、ニューヨーク取引所は一九二六年に今後被上場株式の発行会社は年四回その損益計算書を公表することを承知しなければならぬと云うことを公告したのである。そしてそれより先、既に一九一六年にはゼネラルモーターズ会社 (the General Motors Corporation) は一九一七年の六月三十日以後毎半年毎に連結損益計算書及び連結貸借対照表を公表することを決めていることを注意しなければならぬのであるが、これは此の種の取りきめのうち最初のものであつたのであつて翌年にはアメリカ香烟会社 (American Smelting and Refining Company) が同様の協約に署名しているのである。

一九三〇年には数個の公益事業組織の特殊会社が会計事務所の暗黙の承認の下にその従属会社の株式配当を時

の市場価格で収益に計上したのであつて、その際にニューヨーク株式取引所は、会社が直接又は間接に支配する如何なる従属会社についてもそれから受取つた株式配当 (Stock Dividends) を収益に計算するに當つてその収益及び利益剰余金或はその両者に対する借方記入より大なる金額を計上してはならないし、又そうすることは許されないと云う形で会計実践に關する最初の特別規定を作つたのである。そしてこれこそニューヨーク取引所に於ける上場株式発行会社の財務諸表を監査する場合に会計士の随わねばならない基本的規定の發表として最初のものであつたのである。

次ぎで一九三三年に the Allied Chemical and Dye Corporation が公認会計士 (Certified Public Accountant) の証明を得てその金庫株の配当を収益に計上していることが發見された際に、ニューヨーク証券取引所は会社が自己株の配当によつて収益を増大せしめることは不適当であると云うことを宣言したのである。——それは正しい指示であつたように思われる。そして特に配当が全く稼得利益 (earned surplus) からなつていないような場合には洵にそうでなければならぬであらう。

因に、一九二九年の株式市場の暴落に伴つて投資家の蒙つた甚大な損害の結果として、聯邦政府による証券の發行および売買に關する統制が行われるようになったのであつて、その主要な目的の一つは投資家に対してその証券がひろく所有されているところのすべての株式会社の財政及び収益状態に關する完全にして公正な公開をなさしめることにあつたのであるが、この新方針は同じ一九三三年の五月に法制化されて、あの証券法 (the Securities Act) の公布をみたのであつて、こゝに一九三三年六月一日以來ニューヨーク証券取引所にその發行証券の上場を申込む諸会社は総て独立の公認会計士による監査を受けることを要されるようになったのであるが、こ

れに少し遅れてあの証券取引委員会 (S. E. C.) が設立されたのである。

即ち翌一九三四年の六月には、一層これを強化した証券取引法 (the Securities and Exchange Act) が制定され更に証券取引所の監督機関として証券取引委員会が設けられたのであつて、爾後、州際取引に於て有価証券を発行するすべての会社並びにすべての上場会社はこの委員会 (S. E. C.) に登録することを要求されるに至つたのであつて、ニューヨーク証券取引所の斯る新方針は各地の取引所によつて踏襲されたのであつた。斯くしてアメリカの企業実践は一九三三年以後全く新しい發展方向を示すに至つたと云われる。

連邦準備理事局 (Board of Governors of the Federal Reserve System)

一九一三年の連邦準備法 (Federal Reserve Act) に基つて十二の連邦準備銀行が組織されたのであるがこの連邦準備銀行の特権として會員銀行は、この連邦準備理事局によつて制定される附隨的規則や条例の下に、商業手形の再割引をなし得る特権が与えられたのであるが、この商業手形の割引を申出るに際して會員銀行は当該、約束手形と共に振出人の貸借対照表を、そしてそれが可能な場合には同じく損益計算書を添付することゝなつていたので、その申込を受けた聯邦準備銀行は借入人の財政力を分析する爲に、これに必要な報告書を取得することが出来るようになったわけである。

そもそもこの聯邦準備制度はかのジェームス・キャノン (James G. Cannon) があつたと正確な財務報告書を獲得すると云うことについて財務諸表の利用と展開の重要性を金融機関に対して再三の演説で主張した後数年経つて組織せられたものであるが、この連邦準備理事局は會員銀行の一般的利用及びそれ自身が使用する爲に貸

借対照表の包括的形式の發展に先ず関心をもつたのである。而して、彼等は財務分析家によつて企業財務に関する分析の基礎となり得るもつと頼りになる統一の報告に對して又貸借対照表の調製に際して随われるべき諸方法の統一化への展開と云うことに深い関心をもつに至つたのである。

即ち連邦準備通報（the Federal Reserve Bulletin）の一九一七年四月号には会計実践の統一化への重要な里程表とも云うべき「統一的会計諸方法」（Uniform Accounts）なる論文が掲載されたのであつて、此の論文は財務諸表の検証に際して会計士によつて守られるべき手続の最大公約数的試案を述べているのであるが同時に財務諸表に於ける特定の項目に適用せられるべき会計諸原則や法則の集約的報告と貸借対照表及び損益計算書に對する雛型について記載しているのである。而してこれ等の諸提言はその後アメリカ会計士協会によつて發せしめられると同時に、數次に亘る會議を経た結果、連邦準備理事局によつて承認されるのである。——連邦商業委員會（the Federal Trade Commission）の代表もこれ等の會議に参加していたと云う。

その翌年にこの論文は該理事局によつて「貸借対照表の調製に関する承認された諸方法」〔Approved Methods for the Preparation of Balance Sheet Statements〕と云う題目でパンフット形式で再發行されたのである。そして僅々二頁に集約されたこの啓発的にして展望的な研究はその序言に於て「銀行及び銀行家達はいつも商工業者に依つて作成された報告書に基いて信用を与えているのであるから、彼等はこの問題に對して非常に實際的な関心をもつてであろうし、又商工業者達も彼等が作成する財務諸表が正確にその真実な状態を反映していない為に反つて、自らの信用を害していることを実感しているのであるから、この問題について当然重大な関心を示すであらうし、他方監査人や会計士にとつてもこの問題は非常に重要である。蓋し彼等はその職業的仕事が形式化さ

「れ標準化されると云うことに対して実践的並びに職業的な関心をもたざるを得ないからである」と説いているのである。

このパンフレットは連邦準備理事局によつて銀行、銀行家及び銀行協会、或は商業者、工業者及び会計士協会に対する研究課題として提出されたのであるが、このパンフレットが内容する示唆こそは財務諸表の検証について合衆国の公認会計士が随うべき最低限度的手続に対する最初の権威ある指示であつたのであつて、それは広き侵透と注意と喝采とを受けたのであるが、併し尙、問題の端緒に過ぎなかつたのである。即ち一九二九年の五月にこの研究は完全に修正されて該理事局によつて再び刊行されたのであつて、今度は財務諸表の検証 (Verification of Financial Statements) と改題せられたのである。

兎に角、この研究の後援者としての連邦準備理事局の功績が如何に大であつたかと云うことは、会計に於ける統一的にして最大公約教的標準の設定と云うことに対する以上二つの早期の研究成果にあらわれているのである。

アメリカ会計士協会 (American Institute of Accountants) 以下 A. i. A. と略称す)

一九三七年アメリカ会計士協会 (A. i. A.) に依つて催された統一会計制度に関する円卓討論に於てある会計士はその可能性を標準化すると云うことは望ましいことである。そして吾々はある一つの基調に基いて標準化せねばならないが、それは明瞭性と真实性を中心とするものであつて、会社の状態表示に関する限り標準化は次の四つの方向に於て行われ得るであろう。即ち、第一は報告書の一一般形式についてであり、第二は財務諸表の調整であり、第三は財務諸表が表現されるところの名辞について、第四は価値を決定する方法についてである。

と云う具合にこれを要約したのであるが、

然し多くの会計士達の報告はこれとは相違して寧ろ現存の多元的実践や政策についてその維持を正当化する態のものであつたのであつたが、それは五〇年前の典型的企業に於る実践と一九三二年（当時）に於る大企業の会計実践とを比較してそこに特有の諸困難を指摘すると云うていのものであつた。そして会計士協会の特別委員会は次のような報告書を調製したのであつた。

以前の企業に於る所謂資本財が余り大ではなく企業単位も概して小さくそれをめぐる諸事情も比較的簡單であつた頃に於ては諸資産を比較的容易にそして、正確に評価することも出来たし又斯る評価によつて年々の企業成果を測定することも出来たのであるが、その後には於ける産業機構の成長と会社組織の拡大によつて会計は一方、より完全な統合が行はれると共に他方それだけ複雑性を増すのであつて、それにつれて、このやり方は極めて非実践的なものとなつて来たのである。

今日ではそれは将来に利益を生み出す手段と云う目的及び期待を以つてなされる一定の会計期間に於ける支出の大きさの把握であつて、斯る支出が諸勘定の上に如何に処理されるかと云うことが財務会計の中心問題となつている。換言すれば現在又は過年度に於る一定の支出のうちのどれだけが資産として次へ繰越されるべきかと云うことを評価に基く判断の方法で、決定することはも早不可能である。評価作業の対象は今日では余りにも横大なものとなつてしまつたし物価水準の変動と評価人の心理的な変化による評価の偏差と云うものが多くの場合に於て営業成果の計算に必要な他の要素を殆んど無意味なものとして終う。（Report of Committee of A. i. A.

会計は不変の法則をもつ完全な科学ではない。それは本来的に限定された相対的なものであつて、あらゆる貸借対照表は法律学者達が認めているように必然的に予測と意見のこと柄となるのであつて、而もその意見にも相当の相違があらわれるのである。そして会計の進歩がやゝもすると減殺されるおそれがあると云うのは実にこの意見の相違が余りにも大であつたからである。而してこれは財務諸表の検証 (Verification of Financial Statements) と云う題名で、かの連邦準備理事局が一九二九年の五月に発表したものを、その後改良せられた会計実践に一致させるためにこの A. i. A. によつて研究改訂せられたものであるが、更に一九三六年の一月にその増補版が Examination of Financial Statements by Independent Public Accountants (独立の公会計士による財務諸表の検証) と云う題名で発表されたのである。そしてこのパンフレットは、価額の検証とその結果の表示形式について会計士の随うべき最低限度的手続を規定したものであるが併しながらそれは財務資料の検証手続についても、又最も適当な表示形式についても尙個人の主観的判断の介入にまづところが多かつたので一九三八年にはサンダース (Thomas H. Sanders) 、ハットフィールド (Henry R. Hatfield) 及びモーア (Undebill Moore) の三者共同による「会計原則報告書」(Statement of Accounting) が推稿を重ねて同じ A. i. A. によつて発表されたのである。——因に、本書は一九三五年頃、ハスキンスおよびセルズの財団から資金の提供を受けて、アメリカ会計士協会が、この三名の大学教授に委嘱して会計原則に関する調査及び立案をなさしめた結論として報告されたものである。——そしてそれは会計原則の形成と研究に重要な貢献をもたらしたものであつたにも拘ら

ず、未だ必ずしも一般に認められるところとはならなかつたのであつて、そのために、更にその改訂が同じ A. i. A. によつて企てられたのである。即ち

A. i. A. の特別委員会は一九三九年の五月に監査手続に關しての Extension of Auditing Procedure（監査範囲）を發表したのであつて、その後これは更に若干修正を加えられて一九三九年の九月に會員に推選されたのであるが、それは監査手続について次の 4 項目に亘つて論じたものであつた。即ち①棚卸の検証、②受取勘定の検証、③独立の公認会計士の任命（外部監査人の任命）、④独立の公認会計士の監査報告形式（外部監査人の監査報告形式）の四つについてであつた。

多くの会計事務所は一九三九年以前の数年間に於て実施棚卸の立会（observation）とテストについて、又財務諸表の検証に於て受取勘定の独立的確認（confirmation）を得ていたのである。けれども、この報告書では事実上斯る諸手続は依頼者に委託されることとなつていたのである。そしてこの点に關してはその方が寧ろ無理がなく、實際的であるように思われるのであるが、とに角それが實際的であるか、或は無理がないかと云うことに關係なく、これを省略した場合には独立の監査報告書にその旨を明示することが要求されるのであつて、この手続は一九四二年の十月以来一般化されたのである。而して「監査手続の範囲」（Extensions of Auditing Procedure）はその中で経営執行者（Active Management）に依る代りに会社の取締役会或は株主によつて指命された独立の公認会計士をもつことが望ましいと云うことを述べると共に、その会計士は年度の初に任命されるべきであると云うことを指示し、且つそれは「財務諸表の検証」（Examination of Financial Statements）に規定せられている形式に若干の修正を施した短形式監査報告書（Short form of Accountants Report）の指示を含む

んでいるのである。これは更に一九四一年の二月に S.E.C. の意向をくんでその調査が、当時の情況の下に於ては一般に認められた監査基準に従つて行われている旨を示す文章を挿入するように訂正されたのである。

たしかに、数年間に亘つて催されたところの多くのアメリカ会計士協会 (A.I.A.) の特別委員会は会計原則の展開に對して著しい諸々の貢獻をなしているのであつて、例えば利益剰余金の定義に關してもたれた特別委員では一九二七年から一九三〇年に至る間、この問題について精力的な論議を集中した結果、一九三〇年には委員会としての正式な報告書を發行してゐるのであるが、他の特別委員会は貸借対照表に記載せられる資産評価に關する報告を一九二九年に提出してゐるし、又各種の用語委員会は一九三一年に會計上の諸概念の定義について長い別表をそえた報告書を發表してゐるのである。他方會計手續に關する特別委員会は一九三一年に外國為替の會計原則について報告し、更に一九三三年にはその補導書を提出してゐるのである。又一九三三年の証券法 (Securities Act) 及び一九三四年の証券取引法 (Securities Exchange Act) の制定後間もなく証券取引委員会 (S.E.C.) と協同の特別委員会が任命されてゐるのであるが、

一九三九年の後半に至ると監査手續委員会が A. I. A. によつて新に組織されるのであつて、その委員会が以後、時に応じて監査手續についての意見を發表してゐることは周知のところであるが、その最初の報告は一九三九年の十月に出されたブレティンであつた。而して一九四九年五月までにこの委員会は実に三十六のブレティンを發行したのであつてそれは例えば負債その他に關する會計方法の陳述について、或は戦時下に於る監査、或は戦時に於る實際棚卸等について報告してゐるのであるが、これらのブレティンは会計士の監査手續を通して會計の統一化への基調を提供するものであつた。而して、

一九三八年にこの会計手続委員会は改組拡大されたのであつて、そしてその新発足とともに一九三九年の九月から一九四五年の四月にかけて、それは二十五の通牒を公にしたのであるが、それは一般会計諸原則（General Accounting Principles）或は会計特別手続（Specific Accounting Procedures）及び用語（terminology）をとりあつたものであつた。

アメリカ会計学会（American Accounting Association 以下 A. A. A. と略称する）

会計諸原則の統一化と云うことの認識及び会計実践の統一化への發展途上に横たわる諸困難はアメリカに於ける諸大学の会計学担当者によつて構成されるこのアメリカ会計学会（A. A. A.）に依つて先ず取あげられたのである。即ち一九三四年のその第二〇回年次総会に於いてその目的及び活動の拡大強化と云うことが議決されたのであつて、そこでその組織を事実上支配する運営委員会（executive committee）はその諸目的について以下に示すような遠大にして基本的な立場からの報告を發表したのである。それによれば

本来所有者の個人的目的に基く企業の対内的統制手段として発生した会計方法は今や企業の経営成果の把握及びその表示手段、或は方法たることにその存在意義を見出すようになったのであるが、それは直接経営の衝に当るものは勿論、投資家、政府及び一般大衆の要求を同時に充すものでなければならぬのである。随つて、企業会計のメカニズムはこれらの広い社会的、及び経済的諸目的に役立ち得るようにとりあげられねばならぬ

而してその適用についての最も優れた方法と云うものは未だ全く明ではないのであるが、この圍に於いては四分一世紀或はそれ以上に亘る活潑な議論と数々の実験を経て尙會計に関する多くのそして基本的な諸問題は一つの認められた解決をも与えられずに残つてゐるのである。而して會計の記録と報告が基くべき有用にして而も本質的な諸原則に関する權威ある報告書と云うようなものは未だ存在しないのである。随つて

斯る事情の下に於てこの新しい課題を果すべき責任をその双肩に荷うところの公會計士達は殆んど達成不可能な仕事を荷なつたことゝなるわけであつて彼等は會計に於ける正確性と妥当性について一般に認められた十分な基準と云うものなしに會計に関する諸報告書の正確性と妥当性の証明を委託されるのであつて而も彼等は当面する斯る困難にして不利な諸条件の下に於て正直、公正及び公平と云うことに対して執りな闘いを続けて来たのであつた。——そしてその闘いこそ公會計士(Public Accountants)の仕事に本質的な特徴とも云われるべき点でもあつたと思ふのであるが——それこそはこの職業の高度な性格と會計士達の誠実(Integrity)と献身(Devotion)を物語る証拠でもあつたのである。

併し會計士たるものは、も早斯る麥則的な立場から離脱せねばならないのであつて、今や大規模企業の社会性はそのに脱れることの出来ない事実となつてゐるのであるから、それは私的企業のことであると同時に公的な問題となるわけである。それ故に公的な性格を附与された會計(Public Accounting)は企業経営に関する健全にして有益な諸報告と云うことに対して充分な責を負わねばならぬようになったのである。(而して事情が若しそうでなかつたならば吾々はこれ等について政府の厳正な統制の確立されることを待たねばならなかつたであらう。)

併し斯の様な機能を充すために、会計士達は僅かに経営執行者達が彼等自身の目的のために調製した諸報告書を説明することに彼等自身の行動を限定することが出来たに過ぎなかつた。されば、それはまことに意義深いことであつたし、そして広く適用し得る諸原則と諸基準によつて企業財政の記録と測定及び解釈の諸方法が發展せしめ利用せしめられることこそ会計士にとつて肝要であつたのである。されば斯る諸原則と諸基準こそは發展され得べく又發展されなければならぬものであつたのである。

而してこの終局への歩みは若干の会計士及び企業家達の側に於ける「斯る問題は存在しないし、或は存在する」としても、それは解決され得ないものである。」と云う意見によつて随分妨げられたのである。即ち彼等によれば会計に於て価値、利益、資本等の大いさを決定する適当な諸方法のどれか一つを選択する自由を制限すべき原則なるものは存在しないと云うのである。彼等によれば誰でも彼自身のために何等か一連の会計諸原則を採用することは許さるべきことであるし、又異なる場合には異なる諸原則を用いることすら許されるべきであると云うのであるが、それは全る場合を統制するところの基本的諸原則と云うことが統一会計の方法、形式、及び記録の要求であると云うことと誤つて論ぜられたのであつた。

次にもつと重大な障害は多くの著名なそして有能な会計士達が進歩と云うことの唯一の実践的意味は説得によつて又悪い会計実践は次第に排除されると云う漸進的過程にあると云う信念を真面目にもつていたことであつた。善意の確信はこれ等の人々をして信条の積極的な宣言のない場合に、或は疑問のある問題の如何なる姿更に對しても慎重に行動することを奨めしめたのである。

そして彼等の主張は企業財政の包括的にして分明な報告書の公表に不利益を見出すところの多くの企業家、

金融家及び發起人達によつて支持されたのである。

なる程進歩は常に緩慢であり、慎重と云うことこそ賞讃されるべきである。併しその進歩には何等かの明な目的性と計画性があるべきである。随つて若し会計がとにかく現実は何等かの進歩をなしていることが確實であるとするならば、それはやはり何等かの目的と計画を伴うものでなければならぬのであつて、今や長き問題提起の後に会計士達はその解決を与えねばならない時になつて来たのである。

彼等は、とりわけ一連の会計報告書が意味すること柄を明瞭に判りやすく説明しなければならないのである。勿論個々の貸借対照表や損益計算書は何も話すことは出来ないが併し常に重要な報告を提供し、且つその資料を提供しているものであるから、若し批評家が斯る報告書の検討を依頼されるならば、彼等は企業に關する健全な知性と知識のある素人に対しても判り易い言葉で明瞭にそして莊重に表現されていゝところの諸原則の何等かの体系に、それが一致しているとか、或は一致していないとか云うことが出来なければならない。(会計が単に会計士だけに話すものとするならば判り易く説明すると云うことは必要がないと云わねばならないかも知れないが……)而して斯る体系的諸原則こそは財務諸表の構成と評価に於る判断にその本質的基調を提供するものである。而して容認された諸原則は、多元的な実践が斯る原則から離脱することを制限すると云う意味以外に於ては凡そ制限的な性質のものであるはずはないのであろうから、随つて彼等は會計上の分類や諸手續に關して厳格な統一を要求する代りに個々の會計方針や會計実践の適用について幅の広い態度をもとうとする。又それは公表財務諸表に於る曝露の程度如何と云うことよりも會計事實の表示に關する基本的諸方法を問題とするのであつて、要するにそれは企業の財政状態及び経営成果に關する報告書を發表する場合に告げぬ

ばならないことについて単なる説明を構成せんとするのである。

而してこれらの必要な基本的諸原則を全部述べると云うことは中々容易なことではないであらう。けれ共その一部は既に確立されているのであるし又他の点については少く共早晚解決される見通しがあるのであつて、公会計士の事務所に於いて更には会計教師達及び調査作業者の間では、その性質が充分に理解されるように多くの基本的諸問題について充分な論議と運動が行われたのである。併しそれは基本的に役立ち得る原則の解明を混乱せる会計論争から抽出するために影響力のある同志的行動より以上のものではなかつた。

思ふに吾々が如何なる場合にも妥当する唯一の原則を制定すると云うことは実に困難であらう。併し問題の範囲を、或は方向を一般的な方法で指示すると云うことはさして困難ではないのであつてそれは合理的会計原則として採用されるところの一群の諸原則を述べれば良いと云うことゝなるのであらう。

扱て、かゝる報告書の本質はそれが企業の財政状態表示の手段として会計の機能についての総合的概念を構成していると云うことにある。併し乍、現在の会計実践には、それ自体凡そ百箇に及ぶ矛盾点がある状態にあるのであるから随つてそれは現在の会計実践（existing accounting practice）との間に必然的に若干の不一致を含まねばならないわけである。

It must inevitably embody some conflict with existing accounting practice, since existing practice is in conflict with itself at a hundred point. (Folk, ibid. p. 605)

それは必ずしも諸々の成文法や判例法の形成するあらゆる事項と相容れねばならないと云う必要はないとしても現行法律との明白な矛盾はやはり出来るだけ之を避けて当然であらう。最後にそれは経営者、銀行家、投

資家、政府及び大衆の正当な要求にマッチするところの経営及び財務 (Business and finance) の実践的要因でなければならぬというのである。

A.A.A. のこの報告書は会計の遠大な諸目的と、その可能性に關して發表せられるべき最意義深き而も卒直な宣言の一つであつて、それは同じ頃發表された。会計原則の統一化への望ましい發展の過程に横たわる諸困難を強調し、且會計士なるものはあたかも醫師がさうであるように、諸問題を彼自身に独自の方法によつて解釈するのを寧ろ普通とするものであると主張するところの諸他の諸機関、或は會計士達の諸報告と非常に對照的である。

斯くて會計に於る諸基準と諸原則に關する文献は徐々に増大されて來たのであるが、アメリカに於る會計原則の体系的な樹立の最初の試みとなつたものとして先に述べたサンダース、ハットフィンノルド、モーアの會計原則報告にききだつて一九三六年に同じ A.A.A. から發表された「会社の報告書に關する會計原則試案」(A Tentative Statement of Accounting Principles affecting Corporate Reports, 1936) そのものを見落す訳には行かないのであつて、この A.A.A. 會計原則試案について我黒沢教授は「會計學者達の深い思索の所産として、それは必ずしも実務と伝統に忠実なものではなかつたのであるが、その明解な見解はおのずから S.E.C. およびアメリカの会社実務そのものに対する卓越した批判となり、逆にそれらに大きな影響をさえ及ぼしたところも少くなかつた」と云つて居られる。

それはとに角、続いて一九四〇年にはこの A.A.A. によつて最も推蔽を積まれた。随つて吾々にとつて魅力的な一編が追加されたのであつた。それは即ち以後に於る会計の發展的展開に關心をもつ人々によつて大いに支

持されたところのあの、ペートン、リットルトン共著になる「株式会社社会計基準序説」(An Introduction to Corporate Accounting Standards)であつたのであつて本書こそは且て経営執行者委員会に依る会計の諸目的に關する報告書に於て論議された基本原則として今日に至つてゐることは周知のところであらう。

証券取引委員会 (Securities and Exchange Commission (以下 S. C. E. と略称))

今日会計実践に於る諸問題の日々の運営に於て最有力な影響力をもつものはあの一九三三年の証券法 (Securities Act) に依つて、「会計の技術と名辞」を定義する權威を与えられたところの、そしてそれ以後に於てこの重要な問題と次第に關係して来たものは他ならぬこの証券取引委員会 (一九三四年六月証券取引法の制定に基いて証券取引所の監督機關として設立さる)であつたのである。而して全る経営政策はその方途を企業が発表する数字に見出されるべきであらうから、この問題の追求こそが最重要なそれであるとして慎重に行われたのである。

爾来この証券取引委員会は同委員会に提出された財務諸表に關して問題となつた会計実践についての諸々の疑問に關して別に何等の発表をもしなかつたのであるが、併し斯る疑問の多い諸々の実践についての最初の公的記録 (public records) 及び将来に於る確實にして判り易い報告書の公表と共に、会計諸基準の展開の基礎ともなる新しい諸実践の資料は、この委員会の会計スタッフが財務諸表の検査を通じて發行する欠陥の覚書 (Deficiency memorandum) として累積してつたのであるが、而もかかる疑問に關する覚書の編集と云うようなことは未だ企図されていなかつたのである。

而して漸く一九三七年の四月にこの証券取引委員会は会計上の主要な諸問題についての統一的諸基準並びに実

踐の展開に貢献する目的で会計諸原則に關する諸々の意見を公表する計画を發表したのであるが (Accounting Series Release No. 1, S. E. C. Apr. 1, 1937) 先づその第一として該委員会は当時 S. E. C. の主席会計士であつて、ニューヨーク株式取引所の上場登録者に対して資産再評価に基く損失を利益剰余金 (Capital Surplus) へ課する事を主張していたブラウ (Carman G. Blough) の手紙を公表したのである。

尙 S. C. E. 連続通牒第七号 (Accounting Series Release No. 1, S. E. C. Apr. 1, 1938) は一九三三年の証券法 (Securities Act) 及び一九三四年の証券取引法 (Securities Exchange Act) の下に提出される財務諸表に關連して該委員会によつて引用される財務諸表上の欠陥 (deficiencies) の分析を含んでるのであるが、それは貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書について行われていたものであつた。又それは如何に熟練せる会計士達にしても S. E. C. の特別指導書 (specific instructions) に追隨し得なかつたかと云うことや、又彼等が如何に色々の數値を、そして所謂財務分析家が研究しなければならない數値を暫々作り出しているかと云うことを示すものとして特に興味のあるものであつて、この欠陥の分析には色々と吾々の印象に深いものがあるのである。(Accounting Series Release No. 7, S. E. C., may 16, 1938.) 即ち

合併財務諸表 (Consolidated Financial Statements)

貸借対照表

① 親会社の帳簿に示されている従屬会社投資と、従屬会社のそれに示された従屬会社の正味財産中に含まれる親会社の衡平権 (Equity) との差額の取扱についてその拠つた方法を脚註に示していないこと。並びにそ

の差額を表示していないこと。

② 資本金及び剰余金の中に含まれる従属会社の少数株主権（the minority interest）が合併貸借対照表に於て区分表示されていない。

③ 合併貸借対照表に於いて或は従属会社を包含し或は除外することを決定するに際して採られた原則を示さない。—それが要求されているにも拘らず。

④ 合併の場合に、親会社に依つて取得された日、現在に於る従属会社の剰余金の取扱に妥当性が欠除している。

損益計算書

① 合併貸借対照表と異なる基調で合併損益計算書が調製されること。例えば従属会社の収入と支出は合併損益計算書に含められているが、従属会社の資産と負債は合併貸借対照表に表示されていないこと。（別々に調製される各々の貸借対照表に於いては別として）

② 内部項目（intercompany items）を除外しないか、又は斯る項目を除外しなかつた理由を充分に説明していないこと。

貸借対照表

資 産

- ① 流動資産の小計を示さず、資産をいきなり合計で示すこと。
- ② 一年以内に実現しない資産を流動資産の中を含めること。但し、一般に認められた取引実践 (recognized trade practices) が——それは別に示される——それを認めている場合は別であるが。
- ③ 従属会社とその親会社に対する債務を流動負債として分類していないのに、親会社の貸借対照表では従属会社に対する受取勘定を流動資産として分類していること。
- ④ 要求されているにも拘らず、資産の低当乃至は質入を明示しないこと。
- ⑤ 条件付で所有する資産を——適当な説明をもつて——明にしないこと。
- ⑥ 市場性のない有価証券を市場性のある有価証券と一語に示すこと。
- ⑦ 要求せられた場合に投資勘定並びに市場性のある有価証券の貸借対照表価額を決定した根拠を述べていないこと、尙これに関して帳簿価値 (Book Value) なる言葉は理解し難い。
- ⑧ 市価が示されていない場合に投資勘定並びに市場性のある有価証券の平均相場を説明的に表示して置かないこと。
- ⑨ 受取つた配当の程度に応じて従属会社への投資勘定の記載価額を削減しないこと——その配当は取得の日 に於て当該従属会社の剰余金から支払われるにも拘らず。
- ⑩ 売掛金勘定の中にこの様な範疇に入れては妥当でない受取勘定を含むこと。
- ⑪ 貸借対照表或は附属明細書に於て例えば (a) 原料、(b) 仕掛品、(c) 完製品、(d) 消耗品と云う様な棚卸の主な種類を別に表示しないか、或はより明に内容を示す他の適当な分類を用いていないこと。

- ⑫ 貸借対照表に示された棚卸資産の価額を決定した根拠を示さないこと。
 - ⑬ 固定資産の増価分に相当して減価引当金が設定されていないこと。
 - ⑭ 例えば資本財に対する支払割引料或は支払手数料或は創業費の如きを、固定資産の記載価額の中に含めて
いること。
 - ⑮ 未経過割引料その他費用の償却に際して用いた方法を明示していないこと。
 - ⑯ 支払割引料や資本財に対する支払手数料の償却に対して如何なる準備がなされているかを説明して
いないこと。
 - ⑰ 金庫株が資産として記載される場合に斯かる処理に対する理由を明示していないこと。
 - ⑱ 再取得した長期債務の金額を別に示して置かないこと。
 - ⑲ 滞り貸に対して別段に引当金が設定せられていないことの説明がないこと。
- 負債
- ① 流動負債だけを小計しないで負債を総計でも示すこと。
 - ② 現実の負債であるところの未払税金をば一般準備金と同列に取扱うこと。
 - ③ 長期負債について夫々の満期について合計金額を年度毎に別々に記載していないこと——それが要求せら
れているにも拘らず。
 - ④ 支払勘定、支払手形勘定及び未払勘定等を要求されたように分類していないこと。

- ⑤ 繰延収益を別除的に記載していないこと。
- ⑥ 全ての偶発債務を明細書を以つて明に示していないこと。

資 本

- ① 株式資本が総計で表されているのみで、その種類毎に別々に記載せられていないこと。
- ② 授權株式、発行済株式、金庫株式についてそれぞれの株数を示していないこと。
- ③ 無額面株式の指定価額或は発行価額を明示していないこと。

剰 余 金

- ① 登録者が剰余金の会計処理を区分した場合に貸借対照表上剰余金の分類をその各種類毎に示していないこと。
- ② 利益剰余金に課されるべき工場及び設備の評価引下分の填補に資本剰余金をとりくずすこと。
- ③ 株主の承認を得て欠損を填補するに際して利益剰余金からはじめていないこと。
- ④ (a)自己株を取得していると云う理由で、(b)優先株式の額面価額、指定価額、或は発行価額及びその清算価値との間の差額の範囲に迄利益剰余金が制限されている場合にその制限金額を示さないこと。
- ⑤ 欠損が貸借対照表上明に示されていないこと。
- ⑥ 従属会社の剰余金を(取得の日に)利益剰余金として処理すること。

損益計算書

- ① 正に当期に所属すべき費用及び損失を損益勘定に課さないで剰余金に課すること。
- ② 前期以前に於て剰余金から償却した資産の売却代金を剰余金にて計算しないで損益勘定で処理すること。
- ③ 期首及び期末の棚卸を販売原価決定のために用いる場合に、斯る棚卸資産の価額を決定する根拠（評価方法）を明示していないこと。
- ④ 償却或は減価償却を行わなかつた場合にその事実及び当期の業績に対してそれが損益計算書に与える影響を示さないこと。
- ⑤ 外貨で示される全ての項目について換算の根拠を示さなかつたり、その結果生じた未実現利益の金額とその処理を示さないこと——但しそれが重要な場合に。
- ⑥ 総売上高、戻り高及び値引高等を損益計算書に明示しないこと。
- ⑦ 総売上高とその他の営業収益の二つのうち少い方の金額がこれらの二つの項目の合計金額の十パーセントより大である場合には——通牒の要求するように——これを別々に表示せねばならないのに、そうしていないこと。
- ⑧ 販売費、一般管理費を損益計算書に区分表示していないこと。
- ⑨ 重要な会計原則或は実践を変更したにも拘らず、それを損益計算書の脚註で説明して置かないこと。
- ⑩ 処分すべからざる利益に対する附加税を他の諸税金から別に表示しないこと。或は斯る未払税金がないと

云うことを明瞭に表示しないこと。

- ⑪ 売却有価証券の原価を決めるに際してその拠つた原則を、例えば平均原価法、先入先出法、又は特殊証券、或は特殊債権であること等の表示をして置かないこと。
- ⑫ 月賦販売或はその他延べ売をした場合にその収入について利益を計上した根拠を表示して置かないこと。
- ⑬ 一定の費用についてその内訳を附屬明細書に示した場合に損益計算書がそれと照合していないこと。

S. E. C. 会計連続通牒はその上場登録者に関係ある重要な会計上の諸問題について時に応じて発行されるのであるが、一九四九年の四月十五日迄に六十七の斯る研究が通牒されているのである。そしてこれ等の諸研究は会計原則の發展に實際的に貢献しているのであつて、それ等は実に登録者から或はその会計士達から諸々の会計問題について特別に質問を寄せられた結果として発行されるのであつて、これは Regulation S-X の規定の修正にも広く適用されたのであつて、且つ S. E. C. の主任会計士が発行するその規定は一般の広き適用を受けるのであるが、

併しそこには一般的な会計規則とか標準 (universal accounting rules and standards) の骨格を形成しようとするやうな如何なる試みもなかつたのであつて、諸々の問題は個々の時に応じて処理されていたのである。思ふにこの連続通牒に低流するだけでも云うべき思考こそは「一切をありのまま」(the theory of full disclosure) と云うに他ならないのであつて、この考え方は S. E. C. の創設と、そしてその後には於ける展開を通じての基調であつたと云い得よう。

三ノ(ロ) 彼等の權威ある諸研究とその発表

會計の諸原則と諸基準 (Accounting Standards and Principles) は斯のように徐々に變りつゝあつたのである。——それは多年に亘る遅々とした歩みではあつたが——而も、既に進歩的な諸徴候が窺われているのであつた。リットルトンも「古い諸々の會計方法は条件の變化した事情の下に於ては全く効果の薄いものとなつてしまふ。即ち、古い會計諸概念はそれが当面する新しい諸問題に、も早不適應なものとなつたのである。そして斯の様に変化した現實の諸条件が更に新しい諸概念を生み出すのであつて、それが同時に新しい諸方法の發見を刺戟するのであるが、而も斯る諸概念や諸方法が一応成熟すると、今度は逆に斯る諸概念が現實の諸条件を規定し始めるのである——理論と實踐の交互作用 (Littleton, A. C. Accounting Evolutions to 1900, p. 361, 1933.)」と云つてゐるのであるが、兎に角新しい會計手続或は監査手続なるものは勿論それは決定的なものではないとしても、そこに確に進歩的なものがあつたことはを見逃すわけにはいかないであらう。他方財務分析家にとつて會計士 (會計職業、Accounting Profession) と云うものは一般産業界や商業界や金融業界の變化に対応すべく寧ろ立ち遅れてゐたように思われる。そして、どちらかと言えば多くの會計士達は會計實務と企業實踐の相關々係の欠除と云ふことの理論づけにのみ急しくてその統一的融合——とでも云うか、合致とでも云うか——への努力と云ふことを忘れてゐた様に思われるのである。

一九一七年以來連邦準備理事局 (the Board of governors of Federal Reserve System) 及びアメリカ會計士協會 (A. i. A.) の努力はまた財務諸表の檢証に對してもつと詳細な基準 (more exacting minimum standards)

の設定と云うことに向けられたのである。他方、ニューヨーク株式取引所及び前述のアメリカ会計士協会、更にはアメリカ会計学会 (A. A. A.) 及び証券取引委員会 (S. E. C.) の努力は既に述べたようにしばしば必要に直面して基準を改変すると云うことにせよられたのである。而してこの運動に於て多数の会計士達を会員に擁する会計士協会 (A. i. A.) が一等慎重であつて又公平な第三者としての連邦政府 (the Federal Government) の機関である証券取引委員会 (S. E. C.) は、この運動に正面から参加せず寧ろ取引所上場登録者 (Registrants) の利益のために財務諸表を調成するところの会計士達が注意深い分析と研究を経て報告する基準を規定し或はこれを修正すると云う位置にとどまつたのである。而して一八九五年に続く数年間に於てニューヨーク州立銀行協会の業務執行者会議 (the executive council of the New York State Banker's Association) が決算諸表統一委員会 (the Committee on Uniform Statement) の提案する決算諸表の使用を推奨したのであるが、爾来一九一七年に至る迄の間に商業銀行家達が、統一化された完全な財務諸表形式の利用と展開に相当の成果をあげていることは無視出来ない事柄である。それはとりわけその質的改善と独立の会計士による精査と監査に基く財務諸表の検証 (in the verification of financial statements by independent scrutiny and audit) と云う点に於て行われたのであるが、併し当時所謂監査済み財務諸表の基本的検証に対する標準的にして最低限度的な要求は、未だ展開されなかつたし、又諸項目の分類に対応すべき、財務諸表に表示される最低限度の適要書に関する基準と云う点に於ても別段の発展は見なかつた。会計士と云うものはある場合には監査によつて詳細な財務諸表を作るであらうし、他の場合には比較的簡単なものを作成することもある。だから時として暖簾が固定資産に含められて合計されるかと思えば、他の場合にはこれが別個に表示されると云うようなこともあつたのである。ところが公会計

士（Public Accountant）の証明を与えられたそれ等についてのバランスシートを読む銀行家や債権者や財務分析家達は、斯る二つの監査についてその程度と質の差異を知らなかつたのである。而もそこには詳細な報告書が与えられることなしに斯る無関係な諸項目が一諸に分類されたりしていたために、観察者の印象には相當な開きが出来ることとなる。斯くて一九一七年迄に於ける会計の問題点は次の二つに要約されることとなつた。即ち

① 貸借対照表及び損益計算書に於る諸形式の標準化的改良

② 貸借対照表及び損益計算書の綿密な調製を必然ならしめる諸方法並びにその適正な検証方法の設定

これであつた。

「財務諸表の検証」(Verification of Financial Statements)

而して前記二つの問題に關しては、既に述べた様に連邦準備理事局の通報(Federal Reserve Bulletin)の一九一七年四月号に於て「統一会計方法」(Uniform Accounts)なる論文が公にされたし、次いで「貸借対照表の調整について認められた諸方法」(Approved Methods for the Preparation of Balance Sheet)と云う題目のパンフレットも発行されているのであつて、こゝに会計士による資産及び負債の検証に關する最初の手引が出来たわけである。而してそれは広く工業界、商業界及び金融界の要求を一般的立場から充すべきものでもあつたのであつて、約一五ページに過ぎない小冊子ではあるがそこには例えば現金、受取手形、有価証券、棚卸資産、固定資産等の取得原価、繰延経費、支払手形、支払勘定、偶發債務、見越債務、社債及び低当借入金、資本金、剰余金、等の貸借対照表上の全る重要項目の検証に於て会計士の従うべき最大公約数的必要手続が与えられている

のである。

損益計算書についてはそれより少し簡單ではあつたが同時に、例えば売上、売上原価、売上総利益、販売及び一般管理費、売上純利益、営業外収益、営業外損失、純収益、剰余金及びその処分等の重要項目に対する最低限度必要な手続について記述して、それから今やすつかり陳腐化したところの監査証明形式の雛型、即ち損益計算書及び貸借対照表に対するそれについて述べているのであるが、それこそはこの種の（会計標準化に関する）論考の最初のものであつた。

そしてこれは以後十二年間（一九一七—一九二九）に亘つてこの方面に於る最低限度的必要手続についての最も權威ある手引となつたと云う。だがその間にこれについて若干の手続の變更、改良或は推敲に関する多くの批判や指示があつたのであつて、又若干の會計士達はその原案を、貸借対照表監査に關して彼等の考えより遙に包括的なものではあつたが、それにしてもそれは債務者に対する貸附、乃至は与信限度決定の基礎として提出されるべき財務諸表の調製に際して要求されるもの以上のものではないと看なしていたのであつたし、或は寧ろその方がこの指示書よりもよほど明瞭であつたとさえ感じていたのである。即ちその証明の指示形式は suggested form of certificate 検証が諸勘定の完全な監査でないこと、及びその監査の程度とか範圍について必ずしも明にしていなかつたのであり、随つてそこには寧ろ混迷的なものがあつたとさえ云われている。そして一九二九の五月にこのパンフレットは前にも述べたようにアメリカ會計士協会によつて大修正を加えられて「財務諸表の検証」(Verification of Financial Statements)と云う題目で二十八頁に改訂増補されて連邦準備理事局 (Federal Reserve Board) の名に於て公刊されたのであるが、この改訂版は原則的には原指示書と

大同小異ではあつたが、そこに於る諸概念には会計思想の推移に沿つての純化と多少の変更が行われていたのである。

「独立の公会計士による財務諸表の検証」(Examination of Financial Statements by Independent Public Accountants) 前記の「財務諸表の検証」(Verification of Financial Statements) に於ては七年間（一九二九—一九三六）財務諸表に記載される諸項目の検証に関する標準手続の記述が留保されていたわけであつたが、一九三六年の六月にはこの点が一歩進められたのであつて、即ちこのパンフレットはこの点の改訂を施した上、独立の公会計士による財務諸表の検証と改題されて今度は連邦準備理事局からではなく会計学会 (A.I.A.) から刊行されたのである。そして四十一頁に亘るこのパンフレットは会計原則の認識と云ふことの重要性和財務諸表の調整に際してのその一致的適用 (the consistency of their application) を強調しているのであるが、それは単に従来^の報告書で規定せられたところの会計及び監査の原則並びに手続規定を拡張しただけではなく、それに加えて更に大規模企業或は反対に小規模企業のそれに対応してそれらの指示を与え又剰余金、未実現利益の問題及び比較財務諸表に関する会計諸原則をそれから導き出しているのであるが、ここでは従来^の貸借対照表重点主義を改めて損益計算書の重要性を強調しているのである。

「会計原則報告書」(A Statement of Accounting Principles)

会計原則統一化への発展に於いてこれに次ぐ貢献者はハーバード大学のサンダース教授、カリフォルニア大学

のハットフィールド教授及びエール大学のモーア教授によつて構成された三人委員会による二九年の研究成果として一九三八年に公にされたこの会計原則報告書である。而してこの研究は①総論 (General Consideration) ②損益計算書 (The Income Statement (Profit and Loss)) ③貸借対照表 (Balance Sheet) ④合併財務諸表 (Consolidated Statement) ⑤財務諸表の注釈と脚註 (Comments and Footnotes in financial reports) 及び⑥会計原則の要約の六部からなつてゐるのであるが、特に⑥要約には四頁を割いて前五部を通じての要点について極めて一般的な立場からのそれを試みてゐる。

而してこれはアメリカに於る待望久しき具体的会計原則設定への實際的第一歩を印したものととして意義あるものとされているのであるが、それは丁度前に連邦準備理事局 (Federal Reserve Board) によつて公にされた「貸借対照表の調製に關して認められた諸方法」(Approved Methods for the Preparation of Balance Sheet) と同様にとちらかと云えば予備的研究であつて、この重要にして待望久しい運動に關連する諸問題のいわば研究端緒的なものであつたのであつて、ここでは著者達は会計原則に關する獨断的意見を發表するかわりに會計上の諸問題は如何に取扱はれるべきかと云うことを先人の諸思索のうちその特異性のある若干のものについて、これを引用してゐるのであるが、彼等は「一般に認められた會計諸原則の体係の存在」と云うことは會計士が當面する全る場合に於て會計処理方法は唯一つしかないと云うことを意味するものではない。そこには一般に認められた會計諸原則と一致するところの有効な多くの処理方法があるのである。而して一般に認められた會計諸原則を肯定すると云うことは従来に於る多くの、そして大抵の可能な処理方法が不適当であつたと云うことを意味するものでもないと述べてゐるのであるが、これは確に外交辭礼的であつて、そも／＼不適当 (Inappropriate)

と云う言葉の使用自体がおそらく出来るだけ一般的にしてやわらかな表現としてとられているのであろうと云われてゐる。（Folk *ibid.*, p. 618）

更に財務諸表に記載せられる明細書の金額はその目的に関係があると著者は述べているのであるが、この主張の説明で、それはどの程度の、そして如何なる報告が一般に公告して妥当であるかと云う判断の余地が相当に経営者の側に留保されていることを指摘している。実際問題としてはこれは普通のことであろうが、併し或報告書が一般に公告されるべきことを指示し助言し且主張する特定の立場に於ては会計士にとつて、それは普通ではない。思うに会計原則について的一致点が抜くればなる程益々会計士達はこれを一貫的に主張することが出来るようになるであらうし、著者達がこのことを認識していると云うことは次の二つの指示の内にも窺われるのである。即ち

- ① 財務報告書に依つて明瞭にもたらされる一般的印象こそは眞実の印象である。仮例それが技術的には正しいとしても財務諸表と云うものは、その観察者に対して誤つた印象を生み出すことを避けなければならぬ。
- ② 若しそれが発表されるならば、その与える印象が著しく変るような事柄は報告から除外されてはならぬ。

それは更に貸借対照表及び損益計算書に関する二つの章で、これ等二つの財務表に色々な「見出し」で現れる報告の根拠となる諸原則を説明しているのであるが、一つの異論がこゝで明となつてゐる。即ちそれは或種の費用を剰余金に賦課することであるが、このやり方は現在の会計からはその大部分が姿を消して終つてゐると云うことである。又「純所得」（net income）は出来るだけその後に於て修正する必要のない様に決定されねばなら

ないが、併し斯る修正が必要な場合には、若しそれが収益計算をゆがめる程でない場合には当期の所得に課されるべく。でなければ利益剰余金からそれはなされねばならない」とある。(Folk ibid. p. 617) 而して今日の傾向は、そして多数の会計士は財務分析家と同様の観点から斯る費用は損益計算書を通じて処理されねばならないと云うのであるが……。

それに対して著者達は本書の他の箇所、それが資本剰余金に対して比較的に小なる場合には斯る処置は後に収益勘定及び利益剰余金への賦課を修正する。(適正にはそれ等に対してなされるべきであるが)故に斯るようにして社債割引料及び前払費用を償却することには反対である。と説いているのであるが、更に処置の全容を暴露しないと斯る方法によつて資本剰余金に対してこれ等の残高を償却することには反対であると述べているのである。次いで著者達はその他の諸方法のうちで社債割引料及び費用勘定についてその借方残高が残っている場合にその社債が期日前に返済される際にその未償却残高の全部を利益剰余金から一度に償却することは差支えないと述べている。

又従属会社への投資の帳簿価値は原価で永久的に維持せられるべきか、或はその従属会社の損益に従つて修正せられるべきかの問題の考察に於ては従属会社が利益を挙げた場合には親会社の持つている従属会社の証券の帳簿価値をその割合に応じて引上げることや或権威者は疑っているのである。そしてこの手続には確に若干の理論的根拠はあるにはあるが、その妥当性については若干の疑がある。著者等は説くのである。即ち財務諸表を分析する場合に、それに関する何等かの明細書なしで親会社の貸借対照表を単独に分析する場合には斯る投資の価値を知るべき他の方法はおそらくないにも拘らず、このやり方は益々一般化しつつあつた。即ち従属会社の帳簿価値

値が五十万弗を増加した場合にこの種の投資勘定を十萬弗の原価で恒久的に維持すると云うことは秘密積立金を創造することになるのであつて、そのことは親会社の財政状態の明瞭な理解に決定的な關係がある。と

本書は会計基準決定への更に一歩前進過程を示すものではあるが、それにも拘らずそれは權威のある決定なものではなく、又その表題が示す程明確なものでもなかつたと云われている。(Folk ibid. p. 618) それは寧ろ会計原則報告書と云うより監査手続に関する意見書とでも云うべきものであつた。蓋し、そこには会計に於る慣習的實踐に遂随せんとする傾向が窺われるのであつて、即ちそれは一定の基準を設定する代りに逆に会計原則の継続的な欠除を強調する多くの意見をも包括せんとするからである。尙本書に関する詳細な批判は「Comments on Statement of Accounting Principles」 by William A. Patom, The Journal of Accountancy Vol. 65, No. 3, pp. 196~207, March 1938.) にあべ。

株式会社会計基準序説 (An Introduction to Corporate Accounting Standards)

今日に至る会計統一化への理論の發展に対する更に、そして最も重要な貢獻者は周知の如くミシガン大学のペーソン教授イリノイ大学のリットルトン教授の共著になるこの株式会社会計基準序説である。本書は元來一九三六年に簡潔な試案として發表された株式会社の財務諸表の基礎となるべき会計諸原則の報告 (Statement of Accounting Principles Underlying Corporate Financial Statement (The Accounting Review, Vol. XI, No. 2, pp. 187~191,)) に現われたところの株式会社の基礎的構造に必要と信せられる基本的諸概念について推稿を重ねたものであるとも云はれてゐるのであるが、(Folk ibid p. 619) それにしてもこの会計原則試案は更に

増補されその上に基準の採用と推奨せられた特定の基準を選択することの余蘊なき理由の説明が与えられているのである。

それは従来の会計学文献の大部分がそうであるように個々の会計処理方法は余りにも多元的であるのでそこから何等か一つの処理方法を一般に認められたものとして他の諸方法の排除に於て選出せようと云うことは非常に困難であると云う態度をとっているのであつて、随つてこれがこの会計原則試案に現われた一つの立場であつた。

そして若し会計士達が損益の大きさや衡量權の程度がそれによつて量られるとも云うべき会計原則について一致点を見出し得ないものとするならば財務諸表の証明なるものは一体何の役に立つのだらうかと吾々は反問せざるを得ないのであるが、株式会社会計基準序説は正にこれに對する解答を与えるべく日程に上つて来たものであると云う。

而してそれは、①基準、②概念、③原価、④収益、⑤收入、⑥剰余金及び⑦解積の七章に分れている。そしてこの七章を通じて云い得ることは、著者達は証券取引委員会 (S. E. C.) 及び会計士協会 (A. I. A.) の会計手続委員会によつて展開された基準について述べる代りに会計の基本的諸概念を偏集したと云うことである。而してこの「意図」について著者達はこの株式会社会計基準序説に続く次の報告書がその上に組立てられるべき、その骨格を建設せんとするにあるのであつて、「会計理論はこゝでは一貫した對等の一致した學說の体系であると考へられている。そしてそれが簡潔に基準と云う形で表現されているのである。」と云う具合に彼等の研究の基調を述べている。そしてこの意味に於いて諸基準は離反が起り、又はそれが必要な場合にその離反を量るべきいわざば定規となるものと云う。

更に諸基準から概念、原価、収益、収入への章を追つて著者達は遂に会計の基本的な問題は期間的収益の測定過程に於て原価の流れを現在と将来に分割することにあると云う結論に達するのであるが、こゝに損益計算書に對するその今日の重要性があるのであつて、即ちこの分割を報告するのに用いられる技術的器具こそは損益計算書と貸借対照表であると云う。即ち損益計算書は現在の期間に對する割当を報告し貸借対照表は理論的に云つて来るべき年度に適用せられるべき繰延べられた原価を現す。と、著者達は更に貸借対照表は斯くて未だ償却せられざる取得原価、即ち未だ償却されない原価を繰越す手段であつて、それは全体としての収益の流れを構成するところの連続せる損益計算書のいわば「結節環」として役立つと続けているのであるが、これを貸借対照表及び損益計算書の表示に於て先に挙げた会計原則報告書（A Statement of Accounting Principles）の著者に依つて明にされた概念と比較するときそれが基礎的理論と実践に於る基本的相違が明となると云う。

尤も、これはその後一九四一年にこの A. A. A 常任委員会によつて發表された「財務諸表の基礎をなす會計諸原則」“Accounting Principles Underlying Corporate Financial Statements”によつてその改訂が企図されているのであり、更に一九四八年には同じく改訂案が「財務諸表の基礎をなす會計諸概念および諸基準」“Accounting Concepts and Statements Underlying Corporate Financial Statements”として發表されつゝあるのだからであるが、

而してこの一九三六年の「會計原則試案」一九四一年の「財務諸表の基礎をなす會計原則」及び一九四八年の「財務諸表の基礎をなす會計諸概念及び諸基準」については黒沢教授「近代会計学」三〇二頁以下に詳細な紹介と批判が与えられている。

次に「株式会社会計基準序説」については早くから故岩田教授が一橋論叢（十三巻二号）でその先鞭をつけられたのであり、故上野道輔教授（東大創立三十周年記念論文集第四部）その他多くの学者によるそれがあるのであるが、最近には北里武三教授「ペイトンリトルトン株式会社会計基準序説の構造に於ける客観性」（大経大論集）の御惠贈を受けた。そして私も且て「アメリカ会計学の動態論的傾向」（法と経済第九五号）に於て若干之に触れたことがあるのであるが、こゝではそれ等についての重複を避ける。

四　　む　　す　　び

今日に至る会計の發展段階はアメリカの会計学者によれば一般に三つに区分される。そして、一九〇〇年前後に至るその第一段階的期間に於ては——特に一八七〇年頃を中心として——当時の商業興信所によるそれが、又一八九〇年前後にはかのジェームス、キャノン（Cannon James G. 最初の財務諸表分析家と云われる）等によつて貸借対照表を中心として専ら商業互信、或は銀行互信的立場から利用されたと云う——尤も當時に於ては貸借対照表は全く財産目録的に理解されていたのであるが、この頃になると銀行の信用貸付の規模も漸く増大するに至つたのであるし、又企業の経営形態も株式会社組織となるものが増大し、更にその株式会社の運用資本について漸く大衆資金の動員が行われるようになって来たのであるが、斯くて所謂財務諸表は次第に有用になつて来たのである。

第二段階的期間は会計士達が貸借対照表の作製について全く自由にふるまい、かつふるまい得た時代であつて、そしてその結果、却て何等かの会計諸基準の体系的確立と云ふことの必要性が次第に人々の意識に上つて来たと云う時代であつた。而してこの会計思想のいわば資本家的自由主義的性格は企業を中心とする債権關係に

於てよりも寧ろ投資關係を考察することに依て、より顯著なものが発見されると云う。即ちそこには單に各々の會計処理をめぐつて幅の広い相違があつたからと云うだけではなしに、實に會計と云うものが大衆投資家の負担に於て企業内部者による企業操作、或はゴマカシの手段となつていたのであつて、随つて例えば貸借対照表上、相互に關係の余りない諸項目がしばしば一緒に總括されるようなことも多かつたのである。例えば受取勘定と商品が、又暖簾が固定資産と、或は費用が損益勘定からと同様に剰余金から差引かれたり、更に減価償却額の大きさの如きに於いては収益に依りて決定されると云うような恣意的処理方法が行われていたのである。

斯る會計に於る完全な恣意性に次いで、而してその中から今日に至る第三段階的時代が到来すると云うのであるが、この段階になると、も早會計士達は銀行家、商業債権者、投資家及び分析家等と同様に若し會計なるものが我々の經濟生活に於て重要な機能を果すべく或は果し得るものであるとするならば、それについて何等かの基準の体系をもつことが必要であると云う認識をもつに至つていたのである。而して斯る傾向に對する先鞭は先ずニューヨーク株式取引所によつてとられたのであり、次いで連邦準備理事局はこれを基本的な立場からとりあげたのであつた。而して証券取引委員會の附託に基いてアメリカ會計士協会は慎重に、そしてアメリカ會計学会はどちらかと云えば卒直な態度でこれを問題として来たのであると云う。

爾來、アメリカに於る會計標準化（會計諸原則の統一化）への今日的展開のいわば主導権は所謂証券取引委員會、更にはアメリカ會計学会及び同會計士協会によつて押進められて来たのであつた。